令和6年度学校いじめ防止基本方針~いじめ しない させない みのがさない~

糸島市立可也小学校 令和6年4月策定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の 健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こりえるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こりえる」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめ事案への対処」について、共通理解を図り組織的に対応していく。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の権利と尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止 に係る取組を、定期的にふり返り改善を加えていくようにする。

- 2 いじめの定義といじめに対する基本認識
 - (1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめに対する基本認識

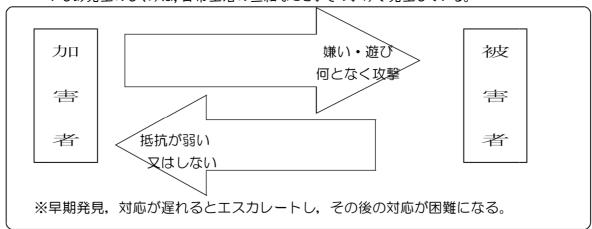
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を 全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもも起こりうると言う事実をふまえ、総ての児童を対象に、 いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

- ※いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑦は、いじめ問題についての基本的な認識である。
 - ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
 - ②いじめは,人権侵害であり,人として決して許される行為ではない。
 - ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
 - ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑥いじめは、家庭教育の在り方にも大きな関わりを持っている。
 - ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 未然防止

- (1) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ①いじめ発生の要因

いじめ発生のしくみは、日常生活の些細なことがきっかけで発生している。



(2) いじめに向かわないための能力の育成・・・心の醸成(自己有用感・自己肯定感)

いじめは、人権意識の希薄さから生じるものであり、日常の人権教育の充実が子ども達の心の醸成と、いじめ防止に繋がると意識し次のような取組を行う。

- ① つけたい力を明らかにした「わかる授業」の実践(認め合い)授業で、自分を日々高めることを実感することは、普段からの学習への意欲に繋がるのであり生活習慣の規範的成長にも繋がる。
- ② 一人一人の活躍の場の設定「学級経営の充実」(励まし合い) 担任による日常の教育活動における本人の存在感,係活動等の認め合いで,自己存在感,自己有用感を感じさせ,クラスへの愛着を深め仲間意識を高める。
- ③ よりよい人間関係を育むための学級活動・学校行事等の充実 学級活動・学校行事の取組における存在感・所属感・達成感の醸成を図る。 子どもたちを行事で鍛える。そのために、子ども一人一人が「めあて」と「振り返り」を設定 する。
- ④ 可也小のきまり「生活の約束」遵守 学校生活の約束を守ろうとすることは、社会規範に従おうとする素直な心の育成に大きく
- ⑤ 読書活動の推進と充実「朝の読書タイムの実践」
- ⑥ 体験活動(地域のひと・もの・こととのかかわり)の充実

関係する。学校は、今後の社会性の育成の場である。

・お年寄りなどへの敬愛の心を感じさせる活動を通して,相手の立場を理解し,さらなる自己存在感を味わわせる。

- ・1,2年生における朝顔やミニトマトの栽培活動,3年生における人権の花「ひまわり」の 栽培活動,4年生総合的な学習におけるホタルの観察・飼育活動,5年生理科学習に おけるメダカの飼育活動や米作り等を通して,命を大切にする心を育む。
- ⑦ 可也っ子集会における校長による命の大切さやいじめに関する講話
- ⑧ 縦割り活動(異学年集団)での取組
 - ・遊楽祭 (児童会活動) やブロック給食・掃除・遊びの取組

4 早期発見

(1) 早期発見に向けた取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけの延長として行われる。時には教師や周りの児童の目を欺くような態度やタイミングをもって行われることが多いことを教職員は認識するとともに、児童の小さな変化を敏感に察知しいじめを見逃さない認知能力を向上させるべく下記に示す項目を共通理解する。

基本的な心構え・・・・・独自の判断は厳禁とする心構え

「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だ。」という見方は捨てる。

①具体的な取組

- □日常の子どもの見取りと情報交換
 - ・毎朝の健康観察や日々の授業の中での子どもたちのやりとりの中で
 - ・放課後の情報交換(職員室で)
- □いじめアンケート調査(いじめに係る情報収集)
 - ・児童への月Ⅰ回のアンケートとその対応→教育相談活動の実施
 - →必要に応じて生徒指導委員会の実施
 - ・保護者へのいじめ発見調査アンケートの実施(6月実施)
- □QUアンケートの実施
 - ・クラスの中の人間関係を把握し、分析する。
- □相談ポストの活用(いじめに係る情報収集)
 - ・月 | 回相談ポストを開けて、中を確認し、何かあれば対応する。
- □日常の観察
 - ・全職員が児童の登校時から下校時まで、授業中・休み時間・給食時間・掃除時間・クラブ活動・委員会活動等児童の近くに何気なく寄り添い様子をじっくり観察する。
- □家庭や地域との連携
 - ○家庭との連携
 - ・ホームページや学校だよりによる教育活動の広報と周知
 - ・保護者の登下校時の立哨等を通した児童の実態について情報把握
 - ・いじめ等に係る学校の考えの周知(PTA総会や諸会合等で)

【家庭でのいじめのサイン例】				
□登校しぶり □転	校の希望	□外出の回避	□感情の起伏の顕著化	
□隠し事の発覚 □家庭でのお金の紛失			□荒くなる金遣い	
□教師や友だちへの批判増加		□長時間の長電話や過度に丁寧な対応		
□衣服の不必要な汚れ		□体への傷やいた	□体への傷やいたずらの痕跡	
□保護者来校の拒絶		□過度なネットへの対応等		
○地域との連携				
・学校便りによる教育活動の広報と周知				
・地域の方の登下校時の立哨等を通した児童の実態について情報把握				
【地域で見られるいじめのサイン例】				
□登下校中に特定児童が,他の児童の荷物等を過度に持つ。				
□一人だけ離れて登下校している。				
□故意に遅れて登校している。				
□地域の公園や道路,空き地などに一人でぽつんとしている。				
□公園や空き地等で,一人の子を何人かで取り囲み言い合ったりこづいたりしている。				
□コンビニや校区の商店等で,物品や飲食料をおごらされている。				
②学校におけるいじめのサインチェック例				
□急な体調不良 □遅刻や早退の増加 □授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ				
□学用品,教科書,体育着などの紛失 □学用品の破損,落書き □授業への遅参				
□保健室への来室の増加 □日頃交流のない児童との行動 □突然のあだ名呼び				
□多数児童からの執拗な質問や反駁 □発言や言動に対する皮肉や失笑,笑いの頻発				
□行間や休み時間の単独行動 □図エや家庭科,書写等での衣服の過度な汚れ				
□特定児童の発言へのどよめきや目配せ □特定児童からの忌避・逃避				
□特定児童の持ち物からの過度な逃避				

- 5 事案対処 ~早期かつ即時対応・組織的対応~
 - (1) いじめについての対応の共通理解
 - ①いかなる場合でも,いじめ被害者の児童を全面的に守る。
 - ②いじめ被害児童が何らかの問題を抱えている場合でも,児童の訴えに耳を傾け誠実に対応する。
 - ③被害児童が忌めにつながりやすい要因を持っている場合でも,それを理由に指導を躊躇しない。
 - ④加害児童からの仕返しや報復から恐れて教員に相談しない場合が多いので,被害児童を仕返し や報復から絶対に守り抜くということを教職員集団として決意し,日頃から児童達に伝えておく。
 - ⑤いじめ問題は、一人の教員だけで対応できないので、必ず関係職員と連携し、管理職に報告し組織的に対応する。

(2) 素早く事実確認

- ①速やかな報告の徹底
 - ・担任・現状目撃者の情報受信→担任・生徒指導担当→教頭・主幹教諭→校長のルートで情報・状況を速やかに報告する。
 - ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。
 - ・校長は,生徒指導委員会を招集し,報告書の内容を周知する。

②生徒指導委員会

- ◇構成人員
 - ○校長 ○教頭 ○主幹教諭 ○生徒指導担当 ○担任 ○学年主任
 - ○養護教諭 ○特別支援教育コーディネーター(場合による)

※関係機関との連携が必要である場合、生徒指導委員会の人員構成員となる。

◇内容

- ・事実確認のための必要事項…いじめの状況,いじめの動機や背景(時系列で),教職員や 周辺児童が知っていること,これまでの問題行動等
- ③ 事実確認の計画と実施
 - ア 被害児童への対応…被害児童への聞き取り
 - ・教職員は、被害者の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。
 - ・いじめられていることを話したがらない場合は,時間を重ね性急にならないように寄り添う。
 - ・いじめ解決まで学校全体で擁護することを伝える。また,今後の支援を約束する。
 - イ 加害児童への対応…加害児童への聞き取り
 - ・いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
 - ・いじめと感じていなかったり,認めようとしなかったりした場合でも威圧的にならないで 受容的に聴く。(喧嘩両成敗的な指導はしない)
 - ・グループへの対応の場合は、個別指導と並行して共通理解を持って聞き取りをする。
 - ウ 周辺児童への対応…周辺児童への聞き取り
 - ・内容に矛盾がないか慎重に、そして多面的に事実を把握する。
 - ・はやし立てる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度確認させる。
 - ・いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
 - ・いじめを止める,知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
 - エ 被害児童保護者への対応…被害児童保護者に対して

- ・確認した事実関係を正確に伝える。(必要な場合は、学校として謝罪を行う。)
- ・再発防止策,支援方針,今後の対応について具体的に説明し不安を除く。
- ・学校と家庭の今後の対応について共通理解を持つ。
- オ 加害者児童保護者への対応…加害者保護者に対して
 - ・確認した事実関係を正確に伝える。
 - ・今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
 - ・謝罪について相談の上確認する。
- カ 保護者同士が対立する場合などへの対応
- ・学校が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する
 - *和解を急がず、不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
 - *管理職が必ず同席して対応する
 - *教育委員会や関係組織と連携し、解決を目指す
- (3) 組織的対応・・・・上記各項目に対応して
 - ア被害児童学級担任・養護教諭・学年主任
 - イ 加害児童学級担任・生徒指導担当・学年
 - ウ 学年主任・学年・主幹教諭
 - 工 教頭·生徒指導担当·学年主任(担任)
 - オ教頭・主幹教諭・担任
 - ※内容によっては警察等との機関との連携を図る。

全職員で分担し

解消確認まで対応を継続する。

(4) ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うとともに、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図る。そして、人権侵害や犯罪など事案によっては、警察などの専門的な機関と連携して対応する。

①未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、 保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

☆保護者に伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話やスマホ等を持たせることについて検討する。

・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こっているという認識を持つ。

・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識する。

〈早期発見の観点から〉

・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

☆情報モラルに関する指導

・インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

②早期発見・早期対応のために

〈関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〉

・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等, 具体的な対応方法を子ども, 保護者に

助言し,協力して取り組む。

- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携を図る。
- ・情報セキュリティーポリシーに係る学習会を,児童と保護者に実施し,情報モラル教育を 進め

る。

〈書き込みや画像の削除に向けて〉

・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

※ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

〈重大事態と想定されるケース〉

- ・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺)
- ・人体に重大な障害を負った場合(怪我)
- ・金品などに重大な被害を被った場合(お金)
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ※ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

(2) 重大事態の報告

- ・学校→糸島教育委員会に,重大事態の発生を報告
- ・糸島市教育委員会→市長・県教育委員会に重大事態の発生を報告

(3) 調査を行うための組織について

- ・糸島市教育委員会が,重大事態の調査主体を判断する。
- ・以下のような場合には、設置者において調査を実施する。
 - ①従来の経緯や事実の特性,いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では,重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない設置者が判断した場合
 - ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことはいうまでもなく、学校とその設置者が真実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生節を図るものである。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する 責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた 児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

7 児童生徒理解と教育相談体制の整備

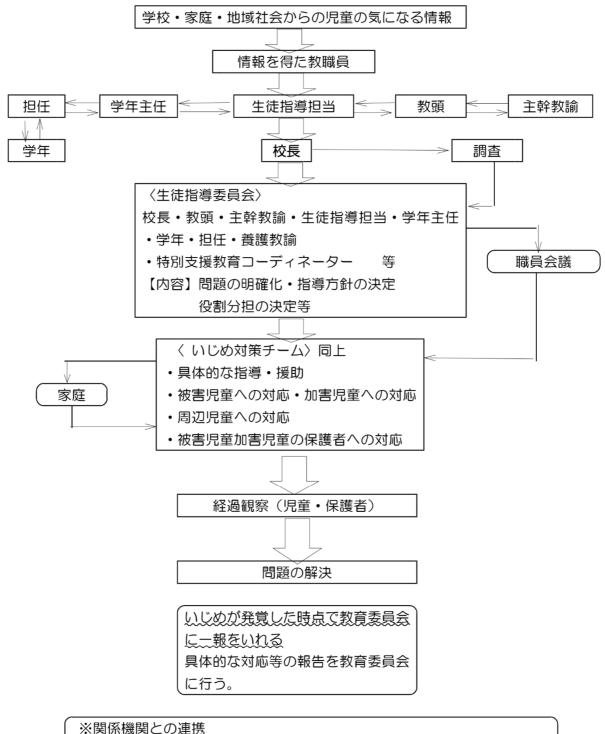
- ①いじめの問題の早期対応に向けて,スクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど, 学校の教育相談機能の向上に努める。
- ②子どもホットライン24相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

8 教員研修の充実

- ①学校基本方針や福岡県いじめ防止基本方針の共通理解(前期)と,いじめの防止等のための対策に関する専門家による校内研修を一般研修に位置付け行う(夏季休業中)
- ②県教育センターの調査研究成果である校内研修資料等の活用に努める。
- ③PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ④ 児童一人一人が認め合い,高めあえるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

- 9 保護者・地域等への働きかけ
 - ①いじめに特化したリーフレットの家庭への配付を行う。
 - ②県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容 を周知する。
 - ③青パトや保護者による登下校の見守り活動を行う。
 - ④保護者と学ぶ規範教育「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止学習会」への多くの保護者への参加を呼びかける。
- IO 学校評価への位置づけ学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- IIいじめ防止等対策のための組織の設置

いじめ問題組織体応図



- スクールソーシャルワーカー児童相談所 • 教育相談室
- スクールカウンセラー少年補導センタースクールサポーター
- 児童民生委員 警察署 人権擁護委員 等